

DCとは Defined Contribution の略 = 確定拠出年金のことです。

平成16年10月29日

今回は前回に引き続き、平成16年10月14日付け厚生労働省のパブリックコメント「平成16年年金改正法による企業年金関係改正の施行に伴う厚生年金基金令の改正に関する意見募集について」の第2回をお送りします。

企業年金のポータビリティの確保 (年金通算措置) その2

4. 厚生年金基金間の移行

4-1 脱退一時金相当額の移換

(1) ~ (4) は前号をご参照ください。

(5) 移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合【通知】

移換しようとする先の厚生年金基金が将来返上の認可を受けている場合は代行部分の権利義務移転ができないため、脱退一時金相当額の移換も認めないこととする。

4-2 権利義務移転

個人単位の権利義務移転【政令、省令】

厚生年金基金間の給付の支給に関する権利義務の移転について、事業所単位の移転に加えて個人単位の移転もできることとする。

加入員期間の取扱い【政令】

移転先厚生年金基金が移転元厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継する場合には、移転元厚生年金基金の加入員期間を、移転先の加入員期間とみなすこととなっている(法律)。

移転元厚生年金基金の加算加入員期間についても、移転先厚生年金基金の加算加入員期間とみなすこととする。

移換申出の手続【政令】

申出の手続等については、事業所単位の権利義務移転に準じて定める予定。

権利義務承継時の給付減額【通知】

厚生年金基金間で権利義務承継をする場合であってやむを得ない事由がある場合を、給付減額の理由に追加する。(既存の確定給付企業年金から厚生年金基金への権利義務承継時と同様。)

5. 確定給付企業年金から厚生年金基金への移行

5-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

脱退一時金相当額の算定基礎期間の全部又は一部について、厚生年金基金は加算加入員期間に合算することとする。算定基礎期間の一部を合算する場合には、厚生年金基金は合理的な範囲で行うものとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失したときから1年以内かつ厚生年金基金の加入員の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所

移換する脱退一時金相当額

脱退一時金相当額の算定基礎期間

5-2 権利義務移転

加入者期間の取扱い【政令、省令】

厚生年金基金が確定給付企業年金の支給に関する権利義務を承継する場合には、確定給付企業年金の加入者期間を、厚生年金基金の加算加入員期間とみなすこととする。

現在は、権利義務移転時の加入者期間の取扱いについては規定されていない。

6. 確定給付企業年金又は厚生年金基金から確定拠出年金への移行

6-1 脱退一時金相当額の移換

(1) 加入者期間の取扱い【法律、政令、省令】

脱退一時金相当額の算定基礎期間又は厚生年金基金の加算加入員期間の全部を、確定拠出年金の通算加入者等期間に合算することとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、確定給付企業年金の加入者又は厚生年金基金の加入員の資格を喪失したときから1年以内かつ確定拠出年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所

移換する脱退一時金相当額

脱退一時金相当額の算定基礎期間又は厚生年金基金

DCとは Defined Contribution の略 = 確定拠出年金のことです。
の加算加入員期間
基礎年金番号
確定給付企業年金から移換する場合は、本人から申し出る。

平成16年10月29日
金(以下「引継前厚生年金基金」という。)の加算加入員期間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

連合会が残余財産を引き継いでいる場合

引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間の全部又は一部について、確定給付企業年金は加入者期間に合算することとする。

で一部の期間を合算する場合においては、確定給付企業年金は、合理的な範囲で行うものとする。

平成17年10月1日以前に連合会に移換した者については、必要な情報が連合会に引き継がれていないことがあるが、その場合は、引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間として本人が申し出た期間の全部又は一部を、確定給付企業年金の加入者期間に合算することとする。

(2) 移換申出期限【政令】

本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した時から3月以内に申し出ることとする。

(3) 引継事項【省令】

氏名・性別・生年月日・住所
移換する年金給付等積立金の額(確定給付企業年金から引き継いでいる場合には、併せて、本人が拠出した掛金額)

引継前確定給付企業年金の脱退一時金の算定基礎期間又は引継前厚生年金基金の加算加入員期間(中途脱退時)

引継前確定給付企業年金の加入者期間又は引継前厚生年金基金の加入員期間(制度終了時)

(4) 移換額【法律】

連合会から確定給付企業年金へ移換する積立金の額は、連合会の規約で定める。

(5) 連合会へ申し出る者【通知】

連合会から積立金を移換する際は、あらかじめ移換先確定給付企業年金が連合会に登録をしている場合にあっては、本人の申出を受けた移換先確定給付企業年金から連合会に申し出ることができることとする。この場合、確定給付企業年金は、本人が積立金の移換を申し出てから速やかに連合会に申し出るものとする。

<その3に続く>

6-2 制度単位での企業型年金への移換

移換額【政令】

6-1において個人単位で脱退一時金相当額を企業型年金へ移換する場合には、本人拠出分も含めて移換し、全額が事業主が拠出した掛金とみなされることに伴い、制度単位で確定給付企業年金等から企業型年金へ移行する場合についても、本人の同意により本人拠出分も含めて移換できることとし、その場合はその全額が事業主が拠出した掛金とみなされる。

現在は、制度単位で企業型年金へ移換する場合は本人拠出分は返還されることとなっている。

7. 確定給付企業年金から企業年金連合会への移行

(1) 移換申出期限【政令】

本人は、確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した時から1年以内に申し出ることとする。

(2) 引継事項【省令・通知】

氏名・性別・生年月日・住所

移換する脱退一時金相当額及び本人が拠出した掛金額

脱退一時金相当額の算定基礎期間(中途脱退時) 確定給付企業年金の加入者期間(制度終了時)

基礎年金番号

移換申出の際に、本人から確定給付企業年金を経由して申し出ることとする。

(3) 企業年金連合会への通知【政令】

中途脱退者又は終了制度加入者等から企業年金連合会(以下「連合会」という。)への移換の申出を受けた確定給付企業年金又は清算人は、その旨を連合会に通知することとする。

8. 企業年金連合会から確定給付企業年金への移行

(1) 加入者期間の取扱い【政令、省令、通知】

連合会が脱退一時金相当額を引き継いでいる場合連合会に引き継いだ確定給付企業年金(以下「引継前確定給付企業年金」という。)の脱退一時金相当額の算定基礎期間又は連合会に引き継いだ厚生年金基